

新鶴見ホーム看取り指針

平成 18 年 4 月 1 日制定

平成 23 年 5 月最近改訂

1 目的

この指針は、新鶴見ホーム（以下「当ホーム」という）の尊厳を支えるケアの一環として、入居者（以下「お客様」という）ならびにご家族が希望される「看取り」を積極的に支援していくため、当ホームの指針を定める事により、より適切な介護サービスの提供に資することを目的とします。

2 理念

当ホームでは、お客様が医師の診断のもと、回復不能な状態に陥った時に、最期の場所としての役割を果たし、お客様の意思、ならびにご家族の意向を最大限に尊重して看取り介護を行います。死を早めることも、死を遅らせることもしない、自然に訪れる死を支える方法でケアを行います。当ホームにおいて看取り介護を希望される場合、お客様、ご家族への支援を最後の時点まで継続し、責任をもって完遂します。

3 看取りの対象者

当ホームの看取りの対象者とは、以下の場合のお客様とします。

お客様もご家族も新鶴見ホーム内においての、「看取り」を希望しており、特別養護老人ホームである新鶴見ホームの、次のような医療体制を理解されている場合とします。

- ①老衰、老化やがん末期に伴い、積極的な治療を希望しない場合や、必要としない場合
- ②苦痛、痛み、呼吸苦、出血がない場合

- ・ 夜間のケア従事者は介護職です
- ・ 医師の出勤は週に 2 日、1 回 2 時間でホーム全体を診ています
- ・ 特別養護老人ホームは、医療機関でないため、点滴等の医療行為は行いません
- ・ 夜間においては、夜間勤務職員が夜間緊急連絡体制にもとづき看護師、医師と連絡をとって対応を行います

4 看取り体制

(1) 自己決定と尊厳を守る看取り介護

- ①当ホームはお客様ならびにご家族に対し、当ホームにおける看取り介護の基本理念を明確にし、生前に意思確認をして同意を得ます。
- ②医師により医学的に回復の見込がないと判断されたときに、看取り介護を開始します。

③ 看取り介護の実施にあたっては、その都度、お客様ならびにご家族の同意を得ます。

④ 看取り介護においてはそのケアに携わる全ての職種が協働し、看取り介護計画書を作成し、お客様ならびにご家族への十分な説明を行い、同意を得ます。看取り介護をより適切に行うために、必要に応じて適宜、計画内容を見直し、変更します。その際には、説明を行い同意を得ます。

(2) 医師・看護師体制

① 看取り介護実施にあたっては、医師と看護師、全ての職種で情報の共有化を図り、看取り介護の協力体制を築きます。

② 看護師は医師の指示を受け、お客様の安らかな状態を保つように状態把握に努め、介護職と共に必要なケアを行います。また、日々の状況等についてご家族に対して随時説明を行い、その不安等の解消に努めます。

③ 医師による看取り介護の開始指示を受けて、多職種により、看取り介護計画書を作成し実施します。

(3) 看取り介護の施設整備

尊厳ある安らかな最期を迎えていただくために、ご家族の協力（ご家族の面会、付き添い等）を得ながら、その人らしい人生を全うできるよう、極力、個室や静養室の提供を図ります。

(4) 看取り介護体制に関する記録

看取り介護に係わる以下の記録等を整備します。

- ① 看取り介護同意書
- ② 医師の指示内容
- ③ 看取り介護計画書作成（変更、追加）
- ④ 経過観察記録
- ⑤ ケアカンファレンスの記録
- ⑥ 臨終時の記録
- ⑦ 看取り介護終了後のカンファレンス会議録

(5) 看取りに関する職員教育

よりよい看取り介護を行うために、研修等により死生観教育を実施し、看取りの理解を深めることに努めます。

看取り介護についての同意書

私は、（ ）の看取り介護について、医師の説明を受け、新鶴見ホームの提供する看取り介護について、私どもの意向に添ったものであることを、確認し同意致します。

特別養護老人ホーム
新鶴見ホーム
所長 殿

平成 年 月 日

入居者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

身元引受人 住所 _____
(契約者)

氏名 _____ 印 _____ (続柄 _____)

その他の家族 住所 _____

氏名 _____ 印 _____ (続柄 _____)

住所 _____

氏名 _____ 印 _____ (続柄 _____)

説明医師 医療機関名 _____

氏名 _____ 印 _____

施設立会人 職種 _____

氏名 _____ 印 _____